

平成 28 年税制改正～少額減価償却資産の損金算入～

《 改正のポイント 》

『中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例』について、適用期限が平成 30 年 3 月 31 日まで延長され、対象法人が中小企業者等のうち従業員の数が 1,000 人以下の法人に限定されました。

《 制度の概要 》

この制度は、中小企業者等が平成 18 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に取得価額が 30 万円未満の減価償却資産（以下「少額減価償却資産」といいます）の取得等をした場合に、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の全額を損金算入することができるというものです。

（各事業年度において、取得価額の合計額が 300 万円を超えるときは 300 万円に達するまでの少額減価償却資産の取得価額の合計額を限度）

《 改正の内容 》

①適用期限の延長

制度の適用期限が、平成 30 年 3 月 31 日まで 2 年延長されました。

②適用対象法人の見直し

適用対象法人が、中小企業者等のうち、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下である法人に限定されました。

なお、この改正は中小企業者等が平成 28 年 4 月 1 日以後に取得等をした少額減価償却資産について適用し、同日前に取得等をした少額減価償却資産については従前の例によることとされています。